ウ　設置する大学等において経常収支が均衡する学生数及びその時の収容定員の充足の状況、経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない場合の資金の収支並びに当該収支が学校法人全体の収支に与える影響

エ　経営状況を判断する指標

オ　設置する大学等において経常収支が均衡する学生数以上の学生を確保できない状況が継続し、学校法人の財務状況に影響を与える場合における当該財務状況が教育研究に与える影響

(四)　経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の三（(三)及び(六)を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の三の(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(七)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の(八)中「二の(六)」とあるのは「第一の二の(六)」と、「二の(七)中「(五)」とあるのは、「三の(三)」とあるのは「第一の二の(六)のア中「への」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二の(七)中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

五　既設の学校等について

(一)　［略］

(二)　既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。七の(一)、第五の一の(三)、二の(三)及び三の(三)において同じ。）の収容定員充足率（当該認可に係る大学等の開設年度の前年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は収容定員を増加した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学科にあっては、当該学部又は学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若しくは学科については、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。以下同じ。）が、〇・七を上回ること。ただし、次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。

ア　収容定員充足率が〇・七以下のすべての学部又は学科等を廃止する計画を有していること。

イ　設置する大学等の収容定員が当該廃止する計画に係る学部又は学科等の収容定員の総数を超えないこと。

ウ　当該認可に係る大学等の開設年度において、学校法人が設置しているすべての大学等の収容定員の総数が増加しないこと。

(三)　経営に必要な財産に係るその他の事項については、第一の三（(三)を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一の三の(五)のウ中「学生募集」とあるのは「第二の五の(一)に規定する既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集」と、第一の三の(六)中「(三)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「寄附金が収納されて」とあるのは「寄附金等の資産を保有して」と、第一の三の(七)中「二の(六)」とあるのは「第一の二の(六)」と、「二の(七)中「(五)」とあるのは、「三の(三)」とあるのは「第一の二の(六)のア中「への」とあるのは「及び既設の学校等への」と、第一の二の(七)中「寄附金等」とあるのは「寄附金等の資産」と、「(五)」とあるのは「第二の三の(一)」と、「収納されている寄附金」とあるのは「保有している寄附金等の資産」と読み替えるものとする。

五　既設の学校等について

(一)　［同上］

(二)　既に置かれている学部又は学科（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。第五の一の(三)、二の(三)及び三の(三)において同じ。）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数（設置後修業年限に相当する年数を経過していない学部若しくは学科又は収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部又は学科にあっては、当該学部又は学科の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していない学部若しくは学科については、修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあっては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数）に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいい、大学に置かれる学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科について、短期大学に置かれる学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程について算定するものとする。以下同じ。）が、〇・五を上回ること。